

事 務 連 絡

平成18年8月14日

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生労働省老健局振興課

福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取扱い等について

標記については、先般の介護報酬改定により、平成18年4月1日より、要支援者及び要介護1の者（以下「軽度者」という。）について、その状態像からは利用が想定されにくい種目について、一定の条件に該当する者を除き、保険給付の対象としないこととした。その上で、既にサービスを利用している者に対する配慮のため、これらの者に対しては、同年9月30日までの間は、引き続き、保険給付を行うことができる旨の経過措置が講じられているところです。

こうした経過措置については、本年9月末をもって終了することから、各都道府県におかれては、下記事項について御了知の上、保険者たる市町村、福祉用具貸与事業者その他の事業者団体、ケアマネジメント機関である介護予防支援事業者（地域包括支援センター）や居宅介護支援事業所及びこれらに所属するケアマネジメント担当者並びにその他の地域の様々な関係機関等が十分に連携しつつ、それぞれの役割に応じた対応を行うことで、制度改正の内容等に関する利用者の十分な理解を得て、支障なく経過措置期間を終了し、新制度への円滑な移行が図れるようお願いいたします。

記

1 制度改正の趣旨

軽度者に対する福祉用具貸与について、利用者の状態像からはその利用が想定しにくい福祉用具貸与が給付されるといった不適切な事例が見受けられたことなどから、「介護保険における福祉用具の選定の判断基準につ

いて」(平成16年6月17日老振発第0617001号)を示し、適正化を図ってきたところであるが、今般の制度改正は、その趣旨を更に徹底し、介護保険における福祉用具がより適切に利用されるようにする観点から行われたものである。

2 制度改正の概要

軽度者に対する福祉用具の貸与については、その状態像からは利用が想定しにくい次の種目については、原則として保険給付の対象としないこととしている。

- ・車いす(付属品含む)
- ・特殊寝台(付属品含む)
- ・床ずれ防止用具
- ・体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト

ただし、軽度者についても、その状態像に応じて一定の条件に該当する者については、保険給付の対象とすることとしている。こうした保険給付の対象となる条件への該当性については、【別紙】の区分に応じて、原則として、要介護認定の認定調査における基本調査の結果を活用して客観的に判定することとされている。その際、車いす及び段差解消機については、認定調査結果による以外、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」に該当するか否かについて、主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断することができる。

3 留意すべき事項

(1) 保険給付対象となる軽度者の確認

今般の制度改正後においても、例外的に福祉用具貸与が必要である者に該当すると判定された者については保険給付の対象となるので、軽度者であることをもって機械的に保険給付の対象外とすることのないよう、こうした例外に該当するか否かについて確実に確認をするよう留意するとともに、ケアマネジメントを担当する者は、保険給付の対象とならない場合の理由を利用者に対して丁寧に説明すること。

(2) 保険給付対象外のサービス利用

今般の制度改正により保険給付の対象外となった利用者についても、保

保険給付の対象外であることを前提に、当該利用者の選択により、引き続き、指定福祉用具貸与事業者との契約により、自ら費用を支払うことによるサービス利用を妨げるものではないこと。

(3) 利用者意思の確認等

経過措置期間の終了に当たっては、福祉用具貸与事業者は、機械的・一律に貸与していた福祉用具を回収するのではなく、利用者に対して、自ら費用を支払うことによるサービス利用の継続の意思の有無を確認することが望ましいこと。

また、福祉用具貸与が終了する場合にあっても、ケアマネジメント担当者は、当該利用者の日常生活支援の観点から、必要に応じて、利用者の希望を踏まえつつ、幅広い観点から代替的な措置について助言するよう努めること。その際、利用者が自ら費用を支払うことによりサービス利用を継続する場合や福祉用具を購入する場合については、不当な価格により購入や貸与を受けることのないよう配慮すること。

(4) 指定福祉用具貸与事業者の指導

①保険給付対象外サービスに係る配慮

指定福祉用具貸与事業者が、保険給付の対象外となった利用者の選択により当該利用者が費用を支払うことによる福祉用具貸与の契約を行う場合、当該契約に基づくサービス提供は、指定福祉用具貸与自体ではないものの、介護保険法に基づく指定事業者であることにかんがみ、サービス内容や価格に関する利用者への説明、衛生管理や安全性の確保等に配慮すること。

②介護保険対象サービスと対象外サービスの価格差

指定福祉用具貸与事業者が、保険給付の対象となる指定福祉用具貸与と保険給付の対象外の福祉用具貸与サービスの双方を行う場合について、サービス内容の相違等によって両者の価格が異なることは、通常問題とはならないこと。

③販売を行う場合の配慮

利用者の希望に応じて、従前、福祉用具貸与の対象とされていた福祉用具をあらためて当該利用者に販売する際には、不当な価格とならないよう配慮するとともに、福祉用具としての衛生面や安全性の確保等に留意するほか、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に基づく経過措置が平成18年3月31日をもって終了していることにかんがみ、PSEマークを付す等同法に基づく必要な措置を講ずること。

別紙

対象外種目	例外に該当する者	要介護認定結果等
ア車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査２－５ 歩行「３．できない」 何かにつかまったり支えられても歩行が不可能であるため、車いすを使用しなければならない、あるいは、どのような状況であっても歩行ができない場合をいう。寝たきり等で歩行することがない場合、あるいは、歩行可能であるが医療上の必要により歩行制限が行われている場合も含まれる。 認定調査結果がないため、主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断
イ特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査２－２ 起き上がり「３．できない」 介助なしでは一人で起き上がることができない等、起き上がりに何らかの介助が必要な場合をいう。途中まで自分でできていても最後の部分で介助が必要である場合も含まれる。 基本調査２－１ 寝返り「３．できない」 介助なしでは一人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。

対象外種目	例外に該当する者	要介護認定結果等
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 2 - 1 寝返り「3. できない」 介助なしでは一人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (-) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査 6 - 3 意思の伝達 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 手段を問わず、常時、だれにでも意思の伝達ができる状況以外をいう。ほぼ確実に意思が伝達できる場合も含まれない。 又は 基本調査 6 - 4 介護者の指示への反応 「1. 介護者の指示が通じる」以外 介護者の指示を理解し、それに対して適切に反応する場合以外をいう。 又は 基本調査 6 - 5 (ア～カ) 記憶・理解のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査 7 (ア～テ) 問題行動のいずれか 「1. ない」以外

対象外種目	例外に該当する者	要介護認定結果等
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2 - 7 移動「4. 全介助」以外 自分では移動がまったくできない場合以外をいう
オ 移動用リフト部分（つり具を除く。）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 3 - 1 立ち上がり「3. できない」 自分ではまったく立ち上がることができない場合をいう。体の一部を介護者が支える、介護者の手で引き上げるなど、介助がないとできない場合も含まれる。 基本調査 2 - 6 移乗「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 認定調査結果がないため、主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断

福祉用具貸与サービスが変りました

介護報酬改定により、本年4月から福祉用具貸与サービスの制度が大きく変更されました。

どのような趣旨から制度が変更されたのですか？

- 介護保険制度は、保険料や税金によりみんなで支えられている制度です。したがって、将来にわたり制度の持続可能性を高めるためには、よりサービスの必要性の高い中重度者の方に対する支援を強化・重点化することが必要となっています。
- また、福祉用具貸与サービスは、もともと、「便利だから」利用するというものではなく、身体の状態に応じて必要と判断された方が利用できるサービスです。
- 今回の制度変更は、こうした趣旨を徹底するためのものです。

変更の内容は？

各種目ごとの保険給付一覧表

	軽度者の方	中重度者の方
車いす及び車いす付属品	一定条件に該当する場合、保険給付可能	保険給付可能
特殊寝台及び特殊寝台付属品	一定条件に該当する場合、保険給付可能	保険給付可能
床ずれ防止用具及び体位変換器	一定条件に該当する場合、保険給付可能	保険給付可能
認知症老人徘徊感知機器	一定条件に該当する場合、保険給付可能	保険給付可能
移動用リフト（つり具の部分を除く。）	一定条件に該当する場合、保険給付可能	保険給付可能
手すり	保険給付可能	保険給付可能
スロープ	保険給付可能	保険給付可能
歩行器	保険給付可能	保険給付可能
歩行補助つえ	保険給付可能	保険給付可能

- 制度変更の対象となるのは、福祉用具のうち、車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）です。

- これらの福祉用具について、軽度者の方（要支援者・要介護1）については、身体の状態に照らして、一定の条件に当てはまる場合を除き、介護保険での保険給付が行われません。

- 一定の条件に当てはまる場合については、引き続き、介護保険での保険給付を受けることが可能です。（左表太青枠参照）

軽度者の方であっても、身体状況に照らし一定の条件に当てはまれば、引き続き、保険給付を受けることが可能です。

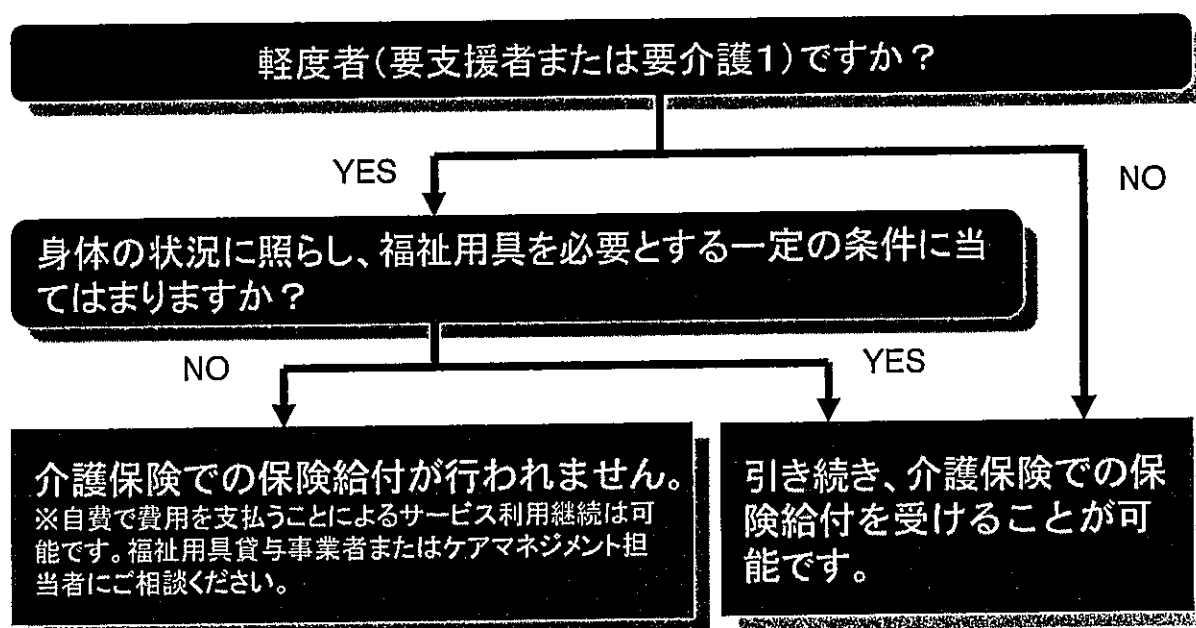
一定の条件とは？

- 引き続き、保険給付の対象となるための条件は、各種目ごとに客観的に定められています。（次頁参照）
- 原則として、要介護認定データを利用して身体状況などを客観的に判断した結果、一定の条件に当てはまる方は、引き続き、介護保険での保険給付を受けることが可能です。
- また、こうした条件については、福祉用具の各種目ごとに詳細に定められていますので、詳しくはケアマネジメント担当者等にご相談ください。

例えば、「特殊寝台」の場合、

「日常的に起きあがり困難」又は「日常的に寝返りが困難」であると、要介護認定調査の結果によって客観的に判断されます。

新しい制度の流れ



各種目における一定の条件とその判定方法について

種目	一定の条件	判定方法
車いす及び 車いす付属 品	次のいずれかに該当する者 ○ 日常的に歩行が困難な者 ○ 日常生活範囲における移動の支 援が特に必要と認められる者	→認定調査結果 で判断 →ケアマネジメント で判断
特殊寝台及 び特殊寝台 付属品	次のいずれかに該当する者 ○ 日常的に起きあがり困難な者 ○ 日常的に寝返りが困難な者	認定調査結果 で判断
床ずれ防止 用具及び体 位変換器	日常的に寝返りが困難な者	認定調査結果 で判断
認知症老人 徘徊感知機 器	次のいずれにも該当する者 ○ 意思の伝達、介護者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障が ある者 ○ 移動において全介助を必要としな い者	認定調査結果 で判断
移動用リフ ト(つり具の 部分を除 く。)	次のいずれかに該当する者 ○ 日常的に立ち上がり困難な者 ○ 移乗が一部介助又は全介助を必 要とする者 ○ 生活環境において段差の解消が 必要と認められる者	} 認定調査結果 で判断 →ケアマネジメント で判断

すでにサービスを利用している方への経過措置期間について
も、9月末に終了します。ご注意ください！

■ 平成18年4月以前から、すでに福祉用具貸与サービスを利用し
ていた軽度者の方も、一定の条件に当てはまらなければ、本年9
月末をもって、介護保険での保険給付が行われなくなります（経
過措置期間の終了）。

■ その場合、利用者の方の選択により、10月以降は、自費で費
用を支払うことなどによりサービス利用を継続することも可能
です。詳しくは、ケアマネジメント担当者等にご相談ください。

■ ご不明の点等ありましたら、ケアマネジメント担当者または●●市介護保険担当課
〔連絡先(●●-●●●●)〕までお尋ねください。

●●県・●●市